

佐賀県条例

年19日(日)外
平成19年4月27日(金)
曜金取

第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
表1の趣旨のとく「福祉事務所長」又「保健福祉事務所長」と「第6条
第2項」又「第6条第1項」となる、同様の趣旨のとくのとくのとく。
ただし、平成18年10月1日以後において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について（平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知）以下「0223004号通知」という。）の別表6-1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める知的障害児通園施設、難聽児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。

四 次 和 十

（◎母子・県例規集に登載するもの）

◎児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第

一項に規定する徴収基準の一船改正

◎佐賀県建設工事請負契約総款の一船改正

○ 和 十

◎佐賀県和川町

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第1項に規定する徴収基準（昭和六十二年佐賀県和川町第四回四十町）の一船を次のとおり改正する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県和川町 十三 康

表1の趣旨のとく「指定国立療養所等」又「指定医療機関」となる、同様の趣旨のとく「第5条第2項」又「第5条第3項」となる、同様のとく「第41条第1項から第3項まで」又「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」となる、同様のとく「第5条第1項」と「第17条」と「女子」と「者」となる、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」として、同様のとく「第6条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者」を除べ、同様の趣旨のとく次のとくと云ふ。

才 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

該世帯の上限を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

概一の趣旨への改正 「300,000円」 → 「350,000円」 に名簿

監 督

の如くば、公年の口々の施設へ。

◎佐賀県知事印

佐賀県建設工事請負契約約款（平成九年佐賀県告示第11号）の一部を次の如きに改正し、平成十九年五月一日より適用する。

平成十九年四月一十七日

佐賀県知事 印

第4条第2項中「10分の1以上」の次に「(佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第106条第2項各号に規定する額（以下「低入札価格」という。）を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3以上」を加え、同条第4項中「10分の1」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3）」を加える。

第34条第1項中「10分の3」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2）を、「10分の4」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2）」を加え、同条第5項中「10分の4」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2）を、「10分の6」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の4）」を加え、同条第6項中「10分の5」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3）を、「10分の6」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは10分の4）」を加える。

第44条第2項(1)中「1年」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、2年」を加え、同項(2)中「2年」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、4年」を加える。

第46条第2項中「10分の1」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締

結したときは、10分の3）」を加える。

第49条の2第1項中「10分の1」を「10分の2」に改める。
仲裁合意書中「請負者は、建設業法」の次に「(昭和24年法律第100号）を、
「弁護士法」の次に「(昭和24年法律第265号）を、「仲裁法」の次に「(平成15
年法律第138号）」を加える。